

## 保険証券（変更確認書）要添付

保険証券にその他特約X Aと記載がある場合は、この特約が適用されます。

証券番号	N C 2 3 4 1 8 9 9 5
------	---------------------

特約コードX A

### 企業等の事業活動（民泊事業）に関連する個人賠償責任補償特約

#### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、個人賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」および個人特別約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
特別約款	個人特別約款をいいます。
民泊	J A P Aマーク認定を受けた民泊に限ります。

#### 第1条（保険金を支払う場合）

当社が保険金を支払うべき普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害（以下「損害」といいます。）とは、特別約款第1条（保険金を支払う場合）の事故のうち、下欄記載の事故に起因する損害に限ります。

- ① 被保険者が宿泊の目的をもって保険証券記載の民泊（以下「民泊」といいます。）に到着した時から退出するまでの間の偶然な事故
- ② 被保険者が宿泊の目的をもって民泊に到着した時から退出するまでの間に、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）③の規定にかかわらず、民泊敷地内において被保険者が使用または管理する財物のうち、民泊の建物または民泊に備え付けられた動産の損壊について負担する法律上の損害賠償責任

#### 第2条（被保険者）

特別約款第2条（被保険者）の規定にかかわらず、被保険者とは、下欄記載の者をいいます。

- ① 民泊の宿泊者
- ② 民泊の宿泊者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者<sup>(注)</sup>。ただし、その責

任無能力者に関する第1条（保険金を支払う場合）の事故に限ります。

（注）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者  
責任無能力者の親族に限ります。

### 第3条（保険金を支払わない場合の変更—その1）

当社は、この特約により、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

#### 第6条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者<sup>（注1）</sup>、J A P Aマーク認定を申請した者<sup>（注2）</sup>または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ④ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人<sup>（注3）</sup>が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動<sup>（注4）</sup>または騒擾（じょう）、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑦ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑧ 液体、気体<sup>（注5）</sup>もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑨ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ<sup>（注6）</sup>の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。

#### （注1）保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

#### （注2）J A P Aマーク認定を申請した者

J A P Aマーク認定を申請した者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 使用人

被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注5) 気体

煙、蒸気、じんあい等を含みます。

(注6) ラジオ・アイソトープ

ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

」

第4条（保険金を支払わない場合の変更—その2）

当社は、この特約により、特別約款第3条（保険金を支払わない場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の暴行もしくは殴打<sup>(注1)</sup>または心神喪失に起因する損害賠償責任
- ② 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、宝石、貴金属、美術品、骨董品、動物、その他これらに準ずべきものの損壊について負担する損害賠償責任
- ③ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ④ 車両<sup>(注2)</sup>、火器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑤ 保険契約者<sup>(注3)</sup>またはJAPAMARK認定を申請した者<sup>(注4)</sup>が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

(2) 被保険者が第2条（被保険者）②に規定する者である場合は、(1)③の「被保険者」を「被保険者が監督する責任無能力者」と読み替えて適用します。

(注1) 被保険者の暴行もしくは殴打

被保険者が指図して行わせた暴行または殴打を含みます。

(注2) 車両

原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注3) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注4) J A P Aマーク認定を申請した者

J A P Aマーク認定を申請した者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

」

#### 第5条（支払限度額に関する特則）

普通保険約款第2条（損害の範囲および支払保険金）（2）ただし書の規定にかかわらず、当社が、民泊の建物または民泊に備え付けられた動産の盗難について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について支払うべき保険金の額は、建物1戸につき100万円、動産1個、1組または1対につき20万円、1日につき100万円を支払の限度とします。

#### 第6条（賠償事故解決特約の変更）

この特約が付帯された保険契約に、賠償事故解決特約が付帯された場合には、当社は、この特約により、賠償事故解決特約の「用語の説明」の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、個人賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」およびこの保険契約に付帯される特別約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明
普通保険約款	個人賠償責任保険普通保険約款をいいます。
特別約款	個人特別約款をいいます。

賠償事故	<p>日本国内において発生した<sup>(注)</sup> 企業等の事業活動（民泊事業）に関連する個人賠償責任補償特約の第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故をいいます。ただし、普通保険約款、特別約款および企業等の事業活動（民泊事業）に関連する個人賠償責任補償特約の（保険金を支払わない場合）に規定する損害を発生させた事故を除きます。</p> <p>(注) 日本国内において発生した ただし、被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起されたものを除きます。</p>
支払限度額	特別約款に規定された損害ごとに、それぞれ保険証券記載の支払限度額をいいます。
損害賠償額	<p>次のア. の額からイ. の額を差し引いた額をいいます。</p> <p>ア. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</p> <p>イ. 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額</p>

」

#### 第7条（特別約款の適用除外）

この特約において、特別約款第4条（保険金を支払わない場合の適用除外）、同第6条（普通保険約款の読み替え）および同第7条（普通保険約款の適用除外）の規定は適用しません。

#### 第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。